

## 育英大学及び育英短期大学の教育活動への学生参画に関する規則

### （目 的）

第1条 この規則は、育英大学及び育英短期大学（以下「本学」という。）の教育活動の質的向上を図ることを目的として、本学の学生（科目等履修生等正課以外の学生を除く。以下同じ。）を教育活動に参画させることに関して必要な事項を定める。

### （参画の形態）

第2条 学生が参画する教育活動は、次に各号に掲げるとおりとする。

- （1）カリキュラムの改善を目的とした意見交換
- （2）学生に対する学習活動及び学生生活に関わる相談支援
- （3）図書館の利用等に関する補助業務
- （4）その他学長が適当と認めた業務

2 第1号の意見交換は、教務委員会が年1回以上実施する。

3 意見交換により得られた意見は、大学にあっては専攻、短期大学にあっては学科に報告するとともに、カリキュラムの改善の参考とする。また、その結果を学生に説明する。

### （公募及び選考）

第3条 前条の業務の公募及び選考は、必要に応じて所掌する委員会又は課において行う。

2 選考に当たっては、学生の日頃の生活態度等を参考とすることがある。

3 選考された学生は、教育サポーターと称する。

### （研 修）

第4条 前条により選考された教育サポーターは、求められる資質や能力及び業務内容について、研修を受講しなければならない。

2 前項の研修は、研修資料を基に実施するものとし、所定の研修記録を作成する。

### （修学への配慮）

第5条 教育サポーターが業務に従事するに当たっては、修学上支障が生じないように配慮しなければならない。

### （報 酬）

第6条 教育サポーターの活動に対する報酬は、別に定める。

### （守秘義務）

第7条 教育サポーターは、当該業務で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。また、その業務を離れた後も同様とする。

(事 務)

第8条 教育サポーターに関する事務は、当該業務を所掌する課において処理する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、学長が行う。

附 則

この規則は、令和6年7月25日に制定し、同日から施行する。